

ボートレース桐生・みどモスストリートパーク広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、ボートレース桐生・みどモスストリートパークへの広告掲載について、みどり市広告掲載要綱(平成18年みどり市告示第256号。以下「要綱」という。)及びみどり市広告掲載基準(以下「基準」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置、枠数、規格及び掲載料)

第2条 広告を掲載する位置、枠数、1枠当たりの規格及び掲載料は、別表に掲げるとおりとする。

(広告の作成及び経費負担)

第3条 広告は、広告主(広告の掲載を行う者をいう。以下同じ。)の責任において作成し、その経費は全て広告主が負担するものとする。

(広告の掲載)

第4条 広告の掲載は、広告主の負担及び責任において行うものとし、掲載の準備は、群馬県屋外広告物条例(昭和39年群馬県条例第81号)第32条第1項の規定による登録を受けた者が行うものとする。

2 広告の掲載方法は、次の各号のいずれかによるものとする。

(1) 既設金具にネジで固定する場合 広告主にて作成したパネル(ラミネートで加工されたもの)を既設金具にネジで固定すること。

(2) フェンスに固定する場合

ア パネルの素材は、厚さ3ミリメートルのアルミ複合板を基本とし、前号のネジ穴をパネル上部及び下部にそれぞれ8か所ずつ開けること。

イ パネル表面の左上の穴は、パネル上端部から17.5ミリメートル及びパネル左端部から40ミリメートルの位置とし、右上の穴は、パネル上端部から17.5ミリメートル及び右端部から40ミリメートルの位置とし、これらをつなぐ線上に左上の穴から205ミリメートル、467ミリメートル、729ミリメートル、991ミリメートル、1,253ミリメートル及び1,515ミリメートルの位置に6つの穴を設けること。

ウ 表面の左下の穴は、パネル下端部から17.5ミリメートル及びパネル左端部から40ミリメートルの位置とし、右下の穴は、パネル下端部から17.5ミリメートル及び右端部から40ミリメートルの位置とし、これらをつなぐ線上に左下の穴から205ミリメートル、467ミリメートル、729ミリメートル、991ミリメートル、1,253ミリメートル及び1,515ミリメートルの位置に6つの穴を設けること。

エ フレームの設置は不要とし、掲載期間が満了したときは、パネルを撤去すること。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、4月1日から翌年3月15日までとする。ただし、市長は、掲載する枠数に空きがある場合は、当該掲載期間の途中(原則として各月の初日)から広告の掲載を認めるものとする。

2 広告主が希望する場合は、同一掲載位置に限り、広告を掲載する最初の年度を含む

連続する5の年度を限度として掲載期間を継続することができるものとする。この場合において、広告を掲載する最後の年度以外の年度については、前項の規定にかかわらず、広告の掲載期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は、広報紙、市ホームページ等においてあらかじめ掲載する枠数及び掲載か所を示すことにより行うものとする。

2 掲載期間の途中からの掲載は、随時募集するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、広告主を指定して広告の掲載を依頼することができる。

(広告掲載の申込)

第7条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、ボートレース桐生・みどモスストリートパーク広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)により、市長に申し込むものとする。

2 申込の受付は、原則としてスケートボード場及びバスケットボール場のフェンスごとに先着順に行うこととし、掲載する枠数の上限に達した場合はこれを終了するものとする。

3 第5条第2項の規定により掲載期間を継続しようとする者は、申込期間の満了日までに第1項に定める申込をするものとする。ただし、広告の内容に変更がある場合は、申込者として取り扱うものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、継続申込の受付は、原則として優先して行うものとする。

(広告主及び広告の掲載位置の決定)

第8条 市長は、申込期間が満了した後(掲載期間の途中からの掲載は、申込受付後)、速やかに、申込書の内容を審査し、適当と認めたときは、広告主を決定するものとする。

2 市長は、広告の掲載位置を公開による抽選により決定するものとする。

3 前項の規定による抽選は、広告主(広告主が欠席した場合にあっては、職員)にくじを引かせる方法により行うものとする。

4 市長は、第1項及び第2項の規定により広告の掲載及び広告の掲載位置を決定したときは、ボートレース桐生・みどモスストリートパーク広告掲載決定通知書(様式第2号)により、当該広告主へ通知するものとする。

(広告掲載の届出)

第9条 広告主は、広告掲載の内容をボートレース桐生・みどモスストリートパーク広告掲載届出書(様式第3号)により、指定された日までに市長へ届け出るものとする。

ただし、同一内容による継続掲載の場合は、この限りでない。

(掲載料の納付)

第10条 広告主は、別表に規定する月当たりの掲載料を市長が指定する日までに一括して納付するものとする。

(掲載料の不還付)

第11条 納付された掲載料は、還付しない。ただし、市長は、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載することができなかつたときは、掲載料を還付するものとする。

る。

- 2 前項ただし書の規定による還付は、別表に規定する月当たりの掲載料に広告掲載することができなかった期間を乗じて得た額によって行うものとする。この場合において、広告掲載することができなかった期間に1月未満である月があるときは、その月を掲載期間に含めないものとする。

(広告の掲載取消)

第12条 市長は、広告主が広告掲載料を指定する日までに納入しなかったときその他正当な理由があるときは、第8条第4項の規定による決定を取り消すことができる。この場合において、掲載広告の撤去を要する場合は、その方法について市長及び広告主にて協議し、その費用は全て広告主が負担するものとする。

(広告掲載の準備期間)

第13条 広告掲載の準備をすることができる期間は、3月16日から3月31日までの間とし、掲載期間の途中から掲載する場合において、広告主は掲載開始日の2週間前から準備をすることができる。

- 2 前項に規定する期間の広告掲載料は、不要とする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。

別表(第2条関係)

掲載位置	枠数	1枠当たりの規格	掲載料(消費税及び地方消費税を含む。)
スケートボード場 東側フェンス内側	12枠	縦900ミリメートル ×横1,800ミリメートル	1枠につき 5,000円/月
バスケットボール場 東側及び南側フェンス内側	11枠		1枠につき 60,000円/年

備考 第5条第1項ただし書の規定により広告を掲載する場合の掲載料は、月当たりの掲載料に掲載月数を乗じて算出するものとする。